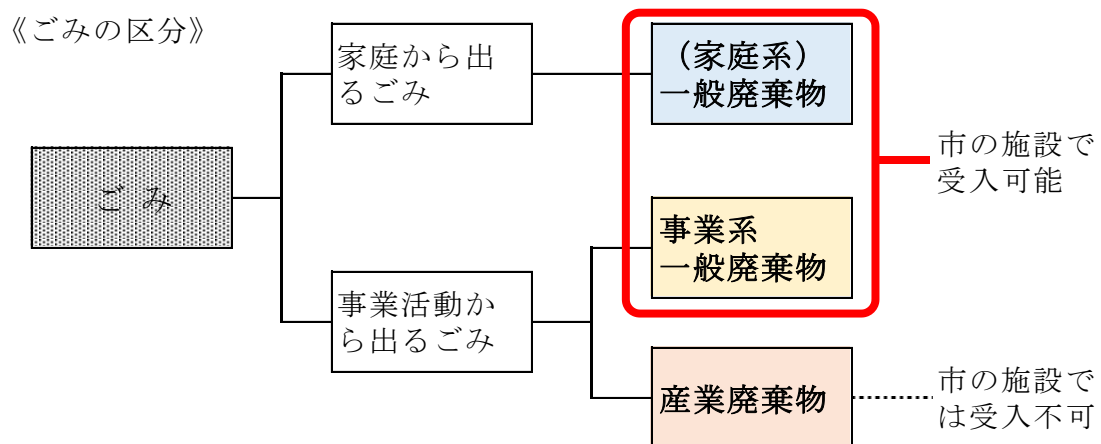


事業系ごみ搬入規制の試行状況について

◎事業系ごみ搬入規制とは？

ごみ処理施設に持ち込まれる事業系ごみの検査を行い、分別不十分や産業廃棄物の混入など不適正排出が確認された場合、ごみ処理施設での受け入れをお断りし、ごみを持ち帰りいただく取り組み。

弘前市では12月から実施することとしており、11月からは試行期間として、検査の体制を整え聞き取りを中心に行っている。



◎試行期間の搬入物の状況

実施日	検査台数	検査人員
11/1 (金)	19 台	8 人
11/2 (土)	25 台	7 人
11/3 (日)	(施設休業日)	—
11/4 (月)	21 台	6 人
11/5 (火)	35 台	7 人
11/6 (水)	21 台	6 人
11/7 (木)	25 台	7 人
11/8 (金)	28 台	7 人
11/9 (土)	25 台	6 人
11/10 (日)	16 台	5 人

◎実際の搬入物

事業系可燃ごみへ
「雑がみ」が混入



事業系可燃ごみへ
産業廃棄物（廃プラスチック類）
が混入



事業系不燃ごみへ
「かん、びん、ペットボトル」
が混入